規　則

○公害等調整委員会規則第一号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（映像と音声の送受信による通話の方法による裁定委員の関与） **第十四条の七の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、審理の期日における手続を行う場所と異なる場所に所在する裁定委員（裁定委員長を除く。）を、各裁定委員及び事件関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理の期日における手続に関与させることができる。 2　前項の手続を行つたときは、その旨を審理の調書に記載しなければならない。	［新設］
（映像と音声の送受信による通話の方法による審理） **第十四条の七の三**　裁定委員会（前条第一項の規定により手続に関与する裁定委員を含む。以下この条、第十五条の五及び第十五条の七において同じ。）は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理の期日における手続を行うことができる。 ［2　略］ 3　第一項に規定する方法によつて審理の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 ［一　略］ 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審理の調書に記載しなければならない。	（映像と音声の送受信による通話の方法による審理） **第十四条の七の二**　裁定委員会は、相当と認めるときは、事件関係人の意見を聴いて、裁定委員会及び事件関係人双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理の期日における手続を行うことができる。 ［2　同上］ 3　第一項に規定する方法によつて審理の期日における手続を行うときは、裁定委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 ［一　同上］ 二　通話者の所在する場所及びその状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。 4　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審理の調書に記載しなければならない。